追加 － オンライン会員

オンライン授業を実施しているＡＴＡ会員は、ＡＴＡ行動規範に加えて以下の事項を遵守するべきである：

定義

テキストベースとは、音声/映像授業と同時、又は別途使用される文字形式の全ての資料、又はコミュニケーションを含み、インスタントメッセージング、絵文字、及びその他の記号による意思表示も含まれる。

資格、監督、資料、録音/録画、顧客支援、及び通知の義務

S1.1. 各会員は、全講師が持つ最低限の資格を記載するべきである。例え、担当教科分野に関する大学の学位や指導経験が含まれる。「要求に応じて提供」といった表現は、ＡＴＡ会員には許されない。

S1.2. 各会員は、オンライン授業、及びコミュニケーションに使用されるプログラム/アプリケーションについて通知し、顧客がそのプログラム/アプリケーションの使い方を習得し、適応出来るよう支援するべきである。

S1.3. 各会員は、生徒とその監督を行う成人の保護者が生徒のアカウントにアクセスする権利を共有出来るようにするべきである。

S1.4. 各会員は、授業前に生徒、及び保護者が授業プログラム、授業資料、及び授業で使用されるその他の資料に合理的にアクセスできるようにするべきである。

S1.5. 各会員は、オンライン授業が録音/録画される可能性があること、そして録音/録画が個人情報保護、及び児童の安全の原則に基づいて行われることを顧客に通知するべきである。

S1.6. 各会員は、児童保護目的のため、契約期間中は授業レビュー、及び記録を保存しなければならず、契約終了後も少なくとも 30 日間は追加で保存するべきである。

S1.7. 顧客にオンライン支援を提供する会員は、提供する支援の種類、条件、及び方法について明確に説明するべきである。

S1.8. オンライン支援を提供する会員は、講師の所在地、現地/オーストラリアの**教育課程に関する**知識、及び児童保護資格について通知するべきである。

盗作

S2 会員は、ウェブサイトを通じて決して盗作に決して関与しないことを明確に伝えなければならない。これには、生徒の課題やその他の学業活動を絶対に代行しないという宣言が含まれる。

児童保護

S3.1　オンラインサービスを提供する会員は、顧客に自分の児童保護方針を説明する義務がある。

S3.2　各会員は、自分の児童保護方針をウェブサイトに掲載し、一般に容易にアクセス出来るようにするべきである。

S3.3　テキストベースのオンライン授業の場合、すべてのコミュニケーションの内容は詳細に記録、及び保存され、その記録は定期的に、又は要求の場合、いつでも保護者に提供するべきである。

さらに、会員はソフトウェア及び/又は人的手段を通じて、全てのやり取りが適切かつ安全であり、セキュリティが確保されていることを保証する義務がある。これは、全ての授業が成人の保護者に授業を見えるか聞こえる場所で行われる場合もある。